

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2863号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

残し柿



もくじ

随 情 フ 政 活 活 活 活
想 報 フ 策 動 動 動 動
想 報 フ 策 動 動 動 動

平成26年度政府予算編成で実行運動―全国町村長大会決議・特別決議・要望の実現方を求める―自由民主党 道州制基本法案(骨子案)の修正案説明会に藤原会長、谷口・白石副会長が出席……(2)

東日本大震災からの復旧・復興の加速化に関する緊急要望を実施……(4)

国と地方の協議の場に藤原会長が出席……(5)

生活困窮者自立支援法案の概要について―厚生労働省社会・援護局―……(7)

柳田國男に学ぶ、福岡市「自律(立)のまちづくり」交付金事業―兵庫県福崎町……(8)

町村Navi……(11)

夢、希望、未来 心豊かな日々……(14)

東京都小笠原村長 森下 一男……(15)

◎写真キャプション◎

たわなに実ったまま、雪の中に残された柿は渋柿だろうか。すべてを収穫せず、枝にいくつか残しておく風習は、木守柿、布施柿などと呼ばれ、全国各地で見られる。翌年の豊作を祈願するためとも、野鳥のためともいわれる。

コラム

過疎化の進む山村 逆転の発想

作新学院大学経営学部教授 橋立 達夫

「過疎化の進んだ地域では、それだけ一人当たりの資源量が増しており、住民は宝の山の上に寝ている状態にある。」と農山村のまちづくり研修会等でよく話してきた。しかし、その宝を使って地域の活力を高める具体的な方法を見つけないのはなかなか難しく、「せめて今いる方々が生き生きと暮らそう。その中で育った子供たちは将来戻ってくる気持ちになる。また人を惹きつける魅力にもつながる。」と言っただけで済んだ。

今、この問題に対する画期的な提案が注目を集めている。『里山資本主義』の考え方と、その具体的な取り組みである。地域にとっても国にとっても莫大な資金流出の根源となっているエネルギー源を石油から木材に代えて、資金を地域内循環に回すことで、産業と雇用を生み出すということである。日本の林業は、もつずいぶん長いこと経済性がないということに低迷を続け、山林の管理もおろそかになってきた。しかし国際的な森林保護や脱原発の機運、木材加工技術の画期的進展(同書によれ

ば、ヨーロッパでは新技術により木造9階建てのビルが実現しているという)など、林業には追い風が吹きつつある。

先進地のオーストリアでは、すでにエネルギー生産量の3割近くを再生可能資源によって賄っており、たとえば人口4千人の過疎の村が木材産業と、そこから出る端材や木くずを活用したペレットボイラーによるバイオマス発電及び地域熱供給を採り入れることで、千百人の雇用と健全な財政を創出した例もあるという。国内では岡山県真庭市の民間企業による取組がその嚆矢となっているが、現在、高知県大豊町で実証実験が進んでいると聞く。

「暴走する資本主義」の権化のようなTPPの脅威が迫っている中で、農山村がそれを迎え撃つためには、かせとなるエネルギー問題を自立型に改革し、さらにお金ではなく農産物や手間を介した心の交歓という農山村本来の生き方の豊かさに目覚めることが求められる。

(注) 藻谷浩介・NHK広島取材班『里山資本主義』角川書店2013・7

全国町村会

平成26年度政府予算編成で実行運動

— 全国町村長大会決議・特別決議・要望の実現方を求める —

■自由民主党



◀野田総務会長（右から2人目）に要請を行う
藤原会長（左から2人目）谷口副会長（左）
白石副会長（右）

■財務省



▶麻生財務大臣（右から2人目）に要請を行う
藤原会長（左から2人目）谷口副会長（左）
白石副会長（右）

全国町村会は、平成26年度政府予算編成を控え、11月21日に政府予算対策本部を設置するとともに、12月5日に正副会長会を開催し、会議終了後、正副会長が去る11月20日の全国町村長大会で開催した決議、特別決議及び全国町村長大会要望（町村週報2861号参照）の実現方について、自由民主党、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等に対し、4班に分かれて実行運動を行った。

■総務省



▲岡崎事務次官（右から2人目）に要請を行う寺島副会長（左から2人目）岩田副会長（右）杉本副会長（左）



▲伊藤政務官（右から2人目）に要請を行う寺島副会長（右）岩田副会長（左から2人目）杉本副会長（左）

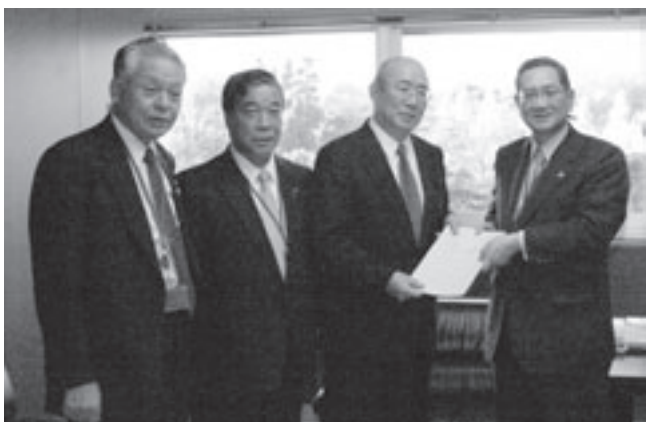
活 動

■厚生労働省



▲村木事務次官（右から2人目）に要請を行う遠藤副会長（右）
大塚副会長（左から2人目）河島副会長（左）荒木副会長（中央）

■国土交通省



▲増田事務次官（右から2人目）に要請を行う寺島副会長（右）
岩田副会長（左から2人目）杉本副会長（左）

■農林水産省



▲江藤副大臣（左）に要請を行う古口副会長（左から2人目）
小出副会長（右）一瀬副会長（右から2人目）



▲沼田林野庁長官（左から2人目）に要請を行う古口副会長（右
から2人目）小出副会長（右）一瀬副会長（左）

実行運動参加者

【自由民主党、財務省】

藤原 会 長（長野県川上村長）
谷口会長代行副会長（三重県大紀町長）
白石会長代行副会長（愛媛県松前町長）

【総務省、国土交通省】

寺島副会長（北海道乙部町長）
岩田副会長（千葉県東庄町長）
杉本副会長（石川県中能登町長）

【農林水産省】

古口会長代行副会長（栃木県茂木町長）
小出副会長（和歌山県上富田町長）
一瀬副会長（長崎県波佐見町長）

【厚生労働省】

遠藤副会長（山形県山辺町長）
大塚副会長（福島県湯川村長）
河島副会長（岡山県久米南町長）
荒木副会長（熊本県嘉島町長）

活 動

自由民主党 道州制基本法案(骨子案)の修正案説明 会に藤原会長、谷口・白石副会長が出席

全国町村会

自由民主党道州制推進本部(今村雅弘本部長)は12月5日、全国町村会及び全国町村議会議長会に対し、道州制基本法案(骨子案)の修正案について説明会を開催し、本会からは藤原会長(長野県町村会長・川上村長)谷口会長代行副会長(三重県町村会長・大紀町長)白石会長代行副会長(愛媛県町村会長・松前町長)が出席した。



▲冒頭に挨拶を行う今村本部長(中央)



▲全国町村会・全国町村議会議長会の代表が出席(右から白石副会長、谷口副会長、藤原会長)

説明に先立ち、今村本部長から、道州制基本法案について地方八団体の意見を聞いて修正に努めており、特に日本の原点とも言うべき故郷を担っている町村長・町村議会議長の皆様の意見は他団体よりも一層よく聞かなければならないと思っているので、今後ともよろしく願うとの挨拶があった。

その後、磯崎事務局長代理より法案の修正点について項目別に説明が行われた後、今回の修正案について「道州制国民会議において道州制とはどういうものかというイメージを一度きちんと作った上で議論するために、まずはイメージを作るまでの法律となっており、本質的に大きく変わったと認識している」との発言があり、12月13日までに具体的な意見をいただきたいと述べた。

これに対し藤原会長は、「11月20日の全国町村長大会で三度目となる道州制導入反対の特別決議を行っており、町村長の法案に対する懸念は非常に大きい。我々は法案化の前に、道州制の必要性自体を議論することを求めている、法案の修正というレベルに踏み出せるものではない」と述べ、丁寧に議論を行うよう求めるとともに、本会の考えについて改めて文書で提出すると発言した。

活 動

■内閣官房

▶杉田和博 内閣官房副長官
(中央)



■復興庁

◀根本 匠 復興大臣
(左から3人目)

■自由民主党

▶野田聖子 総務会長(右)



◀大島理森 東日本大震災
復興加速化本部長(中央)

東日本大震災からの復旧・復興の加速化に関する緊急要望を実施

活 動

全国町村会は、東日本大震災からの復旧・復興について、所要の財源は確保されているが、法律上の障害等により順調に推移していると言

いがたい状況を踏まえ、被災地域の町村長の生の意見を伝えるべく、「東日本大震災からの復旧・復興の加速化に関する緊急要望」（左記参照）

を取りまとめ、12月12日に藤原会長（長野県町村会長・川上村長）、古口会長代行副会長（栃木県町村会長・茂木町長）はじめ被災県の会長等が

政府及び与党に対し要請活動を行った。

東日本大震災からの 復旧・復興の加速化に 関する緊急要望

東日本大震災から2年9か月の歳月が経過した。

しかしながら、被災地域においては、住宅やまちづくりを中心に、復旧・復興が順調に進んでいるという実感はない。

安倍政権の積極的な取組により、我が国経済は回復の兆しが見え始め、再生に向けた期待が高まりつつあるが、被災地域においてはその恩恵に浴することなく、取り残されるのではないかとの不安を抱えている。

復旧・復興に対する財源の確保は大前提であるが、各種の事業が執行に結びつかなければ無為に終わってしまうことになる。

地震、津波、原子力災害という、人類史上経験したことのない未曾有の危機に直面し、現行の法制度体系や執行体制では対応しきれないので

はないか、との懸念が払拭できない。

よって、国は次の事項について早急に検討し、東日本大震災からの復旧・復興の加速化をはかること。

1. 復旧・復興に際しては、被災自治体の意見に真摯に耳を傾け、

加速化の障害となっている状況の把握に努めるとともに、事態の打開に向け、以下の事例にも留意しつつ、立法措置を含めた有効な対策を早急に講じること。

△留意頂きたい事例▽

(1)生活再建の基礎となる災害復興住宅建設の加速化。

(2)土地収用制度の見直し等土地取得の迅速化。

(3)都市計画法及び文化財保護法における一層の規制緩和。

(4)建設業の人手・資材不足への対応と公共事業の円滑な施行の確保。

(5)復興庁・復興局における政府内の調整機能の強化。

2. 「福島除染・インフラ整備を加速する」この施政方針のもと、

帰還が困難となっている住民への対応等、被災地域の厳しい現状を踏まえた具体的な対策を早急に講じること。

また、汚染水問題については、国が前面に立つて、抜本的な解決をはかること。

3. 原子力災害に関する除染や賠償、健康対策等については、都道府県を単位とする等の便宜的な対応にとどまることなく、被害の実態に即し公平に対応し、

所要の措置を迅速に講じること。

また、風評被害対策については、国が主導し、全力を挙げ取り組むこと。

平成25年12月12日

全国町村会

■要請活動参加者

全国町村会長		藤原 忠彦（長野県川上村長）
副会長・会長代行	栃木県町村会長	古口 達也（茂木町長）
理 事	岩手県町村会長	民部田幾夫（岩手町長）
監 事	宮城県町村会長	鈴木 勝雄（利府町長）
	福島県町村会副会長	遠藤 栄作（鏡石町長）
副会長	千葉県町村会長	岩田 利雄（東庄町長）

活 動



▲冒頭に挨拶を行う安倍総理大臣（中央）



▲本会からは藤原会長が出席（左）

「国と地方の協議の場」（平成25年度第3回）が、12月12日、総理大臣官邸で行われ、本会の藤原会長（長野県川上村長）ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、安倍内閣総理大臣、麻生副総理兼財務大臣、菅内閣官房長官（国と地方の協議の場議長）、新藤総務大臣兼内閣府特命担当大臣（地方分権改革）らが出席し、「経済対策について」「平成26年度予算編成及び地方財政対策について」「地方分権改革の推進について」の協議を行った。

冒頭、安倍内閣総理大臣から、地方に関わる重要な政策課題について、地方と連携して対処していくため、引き

続き、国と地方の協議の場を活用していきたい。今後、補正予算と現在編成中の平成26年度予算によって、国と地

国と地方の協議の場に藤原会長が出席

全国町村会

方を通じた経済再生と財政健全化を達成することにも、事務・権限の委譲等を実践していくため、次期通常国会に第4次一括法案を提出する、との挨拶があった。

これを受けて、地方六団体を代表して山田全国知事会長から、私どもの意見を取り入れ、手厚い地域経済対策を整えていただいたことにお礼申し上げる。しかし地域では景気回復が実感に至っておらず、中長期的な観点から、地域が前向きな見通しを持てる経済対策が必要になってくる。そのために、当初予算の地方交付税総額確保をはじめとする地域経済対策をお願いしたい、との挨拶があった。

その後、テーマ毎に議事に入り、藤原会長は、経済対策について、財政力の弱い市町村に重点化して「がんばる地域交付金」を創設していただき、お礼申し上げる。この配慮に比べ、地域の活性化に資するよう、必要な公共事業等の実施にしっかりと取り組みたいと思うので、いろいろな面でご指導をお願いしたい、と述べた。さらに東日本大震災について、今回の補正で所要の財源を確保していただき感謝する。この予算措置を被災地において実効あるものにするためには、これまでの復

旧・復興の取組にとどまらず、被災地の復興の加速化につながるよう、政府におかれても立法措置や、さらなる制度の弾力的運用に配慮いただきたい。被災地からは建設業の人手不足や資材の不足が深刻化していること、土地取得の迅速化や一層の規制緩和等を求める意見が非常に多く寄せられているので、今後とも被災自治体の実情や悩みを十分受け止めていただいて、政府一丸となって復興の加速化を支援いただきたい、と要請した。

平成26年度予算編成及び地方財政対策については、町村は景気回復を実感していないところが多く、税収も回復していないので、「歳出特別枠」や「別枠加算」を堅持し、地方交付税の必要な総額を確保するよう求めるとともに、その前提の上で、税源の偏在を是正するための「法人住民税の交付税原資化」は進めていただきたいが、その際には、これまで基礎自治体が企業誘致などの税源かん養に努めてきた経緯を評価するとともに、これらの関係市町村に対する十分な配慮を行うよう要請した。

最後に、本日の議論を受けて、菅内閣官房長官から、本日いただいた意見を踏まえて適切に対応したい。この場を通じて、これからも地方の皆さんとしっかりと連携しながら取り組んでいきたいと思っっているのでぜひご協力をいただきたい、との発言があった。

政 策

生活困窮者自立支援法案の概要について

―厚生労働省社会・援護局―

政策解説

1. 法案提出の背景について

現状、生活保護受給者は増加し、とりわけ稼働年齢層が増加している状況である。また、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も増加しており、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。さらに生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯も生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、厚生労働省においては、生活保護受給者に加えて、生活保護に至る手前の者についても早期に支援を行い、生活困窮者の自立を促進する観点から、住宅手当緊急特別措置事業、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援等の措置を講じてきた。また、一部の地方自治体では、こうした取組に加え、先進的に生活困窮者の自立支援に取り組む、効果をあげている。

しかしながら、現状では、こうした生活保護に至る前の生活困窮者に対して体系的な支援を行う仕組みが十分に整備されているとはいえず、先進的な取り組みの実施が一部の地域にとどまっているほか、人材やノウハウ、財源が十分でない等の課題がある。

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、平成24年4月、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、12回の審議を経て、平成25年1月25日に同部会において報告書が取りまとめられたところである。

また、自公民三党合意に基づく社会保障制度改革推進法（平成24年8月22日法律第64号）附則第2条において、生活困窮者対策及び生活保護制度見直しに総合的に取り組むべきこととされている。

以上が、「生活困窮者自立支援法案」の国会提出に至った主な背景である。

2. 法案の概要について

本法案においては、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労等による自立が可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を可能にする新たな生活困窮者支援制度を構築し、全国的な体制整備を進めていくこととしている。具体的な内容は次のとおりである。

(1) 都道府県等による支援の実施

① 自立相談支援事業（必須事業）

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、生活保護に至る手前の段階の自立支援を強化するため、生活困窮者に対し、

・就労の支援その他の自立に関する問題について相談対応

・生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握

・ニーズに応じた支援が計画的に行われるよう、自立支援計画を策定等

を行う事業を実施するものとする。

本事業は、生活困窮者本人の状況に応じて最適な支援等を提供するためのコントロールタワーとしての機能を担う事業である。

② 住居確保給付金（必須事業）

都道府県等は、離職により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者であつて、所得等が一定水準以下の者に対して、住居を確保し就職を容易にするために有期で家賃相当額（住居確保給付金）を支給するものとする。

現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として、平成21年10月から行われている住宅支援給付の制度化を図るものである。

③ 就労準備支援事業（任意事業）

都道府県等は、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者（所得等が一定水準以下の者に限る。）に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援を行う事業を実施することができるとする。

訓練の具体的な内容としては、生活習慣形成のための指導・訓練（生

政 策

■生活困窮者自立支援法案の概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法案の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

- 活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の3段階とし、事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定している。なお、実施期間としては、6ヶ月から1年程度を想定している。
- ④ 一時生活支援事業（任意事業）
都道府県等は、住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、一定期間（3ヶ月を想定）内に限り、宿泊場所や衣食の供与等を行う事業を実施することができるものとする。
- ⑤ 家計相談支援事業（任意事業）
都道府県等は、失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、
・ 家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成
・ 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度的利用支援、家計表の作成等）
・ 法テラス等の関係機関へのつながり
・ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う事業を実施することができるものとする。
- ⑥ 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（任意事業）
都道府県等は、「貧困の連鎖」の防止のための生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業や就労訓練事業の立ち上げ支援のための事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を実施することができるものとする。
- また、当該事業については、統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟かつ多様な取組を支援することとしている。
- ⑦ 費用負担
都道府県等が行う各事業の実施に要する費用及び住居確保給付金の支給に要する費用は、都道府県等の支弁とする。また、国は、自立相談支援事業及び住居確保給付金に要する費用の4分の3を負担することとし（自立相談支援事業については国庫負担基準を設けることとしている。）、就労準備支援事業及び一時生活支援事業に要する費用の3分の2以内を、家計相談支援事業及び学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業に要する費用の2分の1以内を補助することができるものとする。
- ⑧ そのほか

政 策

住居確保給付金を除く各事業については、都道府県等が直接実施するほか、民間団体へ委託して行うことも可能とするともに、受託した法人の従事者等に対して守秘義務（罰則あり）を課すこととする。

また、これらの事業等について、福祉事務所を設置する地方自治体を実施主体としているのは、本法案における「生活困窮者」は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であることから、生活保護受給に至る前の段階からの自立支援を実施するには、生活保護の事務を行っている福祉事務所と十分な連携を図ることが必要なためである。

なお、必須事業については、都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内の生活困窮者に対して、事業を実施することとなるが、任意事業については、都道府県等の間で調整の上、地域の実情に応じて、対象とする者（区域）が設定されることを想定している。

(2)生活困窮者就労訓練事業の認定

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために

必要な訓練等を行う事業を行う者は、当該事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準に適合していることにつき、都道府県知事等の認定を受けることができるものとする。また、都道府県知事等は、認定生活困窮者就労訓練事業が基準に適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

具体的には、対象者としては就労準備支援事業を利用しても一般就労に移行ができない者等を想定しており、社会福祉法人、NPO、営利企業等が自主事業として、軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施することを想定している。

本法案は、平成27年4月1日より施行することとしている。

◎休刊のお知らせ◎

12月23日・30日付の町村週報は、休刊とさせていただきます。第2864号は平成26年1月6日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

第37回
『都市問題』
公開講座国土強靱化―その内実を問う
(公財)後藤・安田記念東京都市研究所(旧・東京市政調査会)

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第37回は次のような趣旨により、「国土強靱化―その内実を問う」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

【開催趣旨】

安倍政権のもと2013年12月、自民・公明両党が議員立法として国会に提出した国土強靱化基本法が成立した。東日本大震災の惨状をみるならば、国土強靱化に異を唱える者はいないだろう。しかし、中央政府主導の事業実施という手法の是非、巨額公共事業が逼迫する財政におよぼす影響、大震災被災地の復旧・復興は加速されるのかなど、基本法による事業展開には論ずべき点が多々あろう。

東日本大震災の発生から間もなく3年を迎えるいま、従来の防災対策や大震災からの復旧・復興事業の実態を踏まえて、国土強靱化とは本来どうあるべきかを討論する。

1、日時

2014年2月8日(土)

13:30～16:30

2、場所

日本プレスセンター 10階ホール
(〒100-0001 東京都千代田区内幸町2-2-1)

3、プログラム

〈基調講演〉

大西 隆氏(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授／日本学術会議会長)

〈パネルディスカッション〉

池上 岳彦氏(立教大学経済学部教授)
尾崎 正直氏(高知県知事)

窪田 亜矢氏(東京大学大学院工学系研究科准教授)

藤井 聡氏(京都大学大学院工学研究科教授)

新藤 宗幸(後藤・安田記念東京都市研究所研究担当常務理事) △司会△

4、参加費…無料

5、参加申込み

後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ(<http://www.timr.or.jp>)からお申込みください。

6、申込み期限

2014年2月6日(木)

※満席となりしだい受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

問合せ先

後藤・安田記念東京都市研究所 研究室
TEL: 03-1359-1126
FAX: 03-1359-1127

フォーラム

福崎町は、兵庫県の中央部、姫路市の北約20kmに位置し、人口は約2万人、面積は約46km²です。中国自動車道と播但連絡道路のICがあり、古くから交通の要衝として知られた町です。文化勲章受章者の柳田國男、吉識雅夫の2名を擁しているのが町の誇りです。

柳田國男は民俗学の父として広く知られています。吉識雅夫は造船工学の権威であり、この人の開発した技術によって大型タンカーの造船が可能になったと言われています。

福崎町の特産品は、大麦の一種であるもち麦を素材とする数々のもちむぎ商品です。もち麦は穀類の中でも高タンパク、高ミネラルで、βグルカンという食物繊維の含有率が高いため、注目されています。もちむぎ麵、もちむぎ素麵「福の糸」、もちむぎカステラ、お茶、焼酎などがあります。



自律の心を育て、参画と協働のまちづくり

柳田國男は「美しき村」の中で「村は住む人のほんの僅かな氣持から、美しくもまづくもなるものだといふことを、考へるような機會が私には多かった。」と書いています。

この言葉はまちづくりの原点だと思っています。強制されることなく、ほんの僅かな氣持ちでいいからよい町をつくらうと行動する人が増える町がよい町になっていくのです。この言葉を大切に「自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくり」をメインスローガンに掲げました。そして、それ

現地レポート
地域資源を活かした
活性化策

柳田國男に学ぶ 福崎町 「自律（立）のまちづくり」交付金事業



ふく さき ちょう
兵庫県 福崎町

△柳田國男生家 柳田國男は著書の中で「私の家は日本一小さい家だ」「この家の小ささという運命から、私の民俗学への志も源を発したといってよい」と記しています。

フォーラム

を支える次の4本の柱をたてました。

1. 科学の心で知を力にしたまちづくり

計画を立て実行するには多くの知識と情報が必要です。その知識と情報は、偏見や偏りがあっては困るので、より多方面であることが大切です。

私は人生の中で二つの神話に裏切られた苦い経験を持っています。

一つは小学校時代の神風神話です。日本は神国なので神風が吹き戦争に負

けることはないと教えられ、信じた私はすっかり軍国少年となっていました。

二つ目の神話は原子力の安全神話です。原子力は安全で安価で安心なエネルギーだと喧伝され、兵器に使用する

のはよくないが、発電には心配がないのではないかと思ってきました。しか

し、3・11の大地震による福島原発事故によって、この思いは吹き飛びまし

た。「科学の心で」としたのは、この苦い思いを反映させたものです。

視野を広く持ち、グローバルに展開することが求められる時代になっています。

2. もてなしの心で共に生きるまちづくり

もてなしという行為は、相手があつて初めて成り立つ行為です。福岡市では二つの意味を持っています。

小さな町ですが、孤独死が何件か発生しました。絆が弱くなりかけているのです。隣近所が声を掛け合い、

仲良く助け合い、地域コミュニティを豊かにすることが求められています。

次に、観光客の少なさです。最近の県の統計によると、年間23万人で、県下市

町の中で少ない方から3番目という惨たんたる状態です。交通の要衝として多く

の人が交流するわけですから、神社仏閣、山や池も紹介して、もてなしの心で滞在時間を長くしてもらえる工夫が必要なのです。

3. 食育で健康なまちづくり

食育に力を入れるようになった動機は、町内の小学生の肥満率で、県下で一番高い数字が出たからです。肥満は健康によくないと言われてい

ます。肥満対策を学校だけに任せず、町ぐるみで取り組むことにしました。

毎日の食事をただ漫然と繰り返すのではなく、栄養やマナーにも気を遣うように努めています。

4. 地産地消で活力を育てるまちづくり

福岡市の地産地消は、農林産物に限らず、人、物すべてに光を当てること

が求められています。

次に、観光客の少なさです。最近の県の統計によると、年間23万人で、県下市町の中で少ない方から3番目という惨たんたる状態です。交通の要衝として多く

地区にある寺社や施設をみんなで歩いて地域の魅力再発見！



物知りの高齢者に伝統文化を学ぼう！

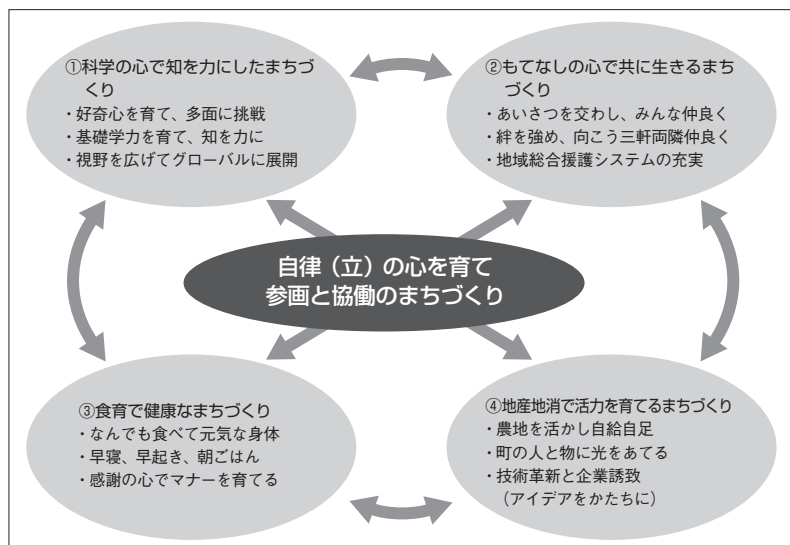


です。優れた知識技能の持ち主を探して「まちの先生」として働いてもらうこと、町外に出て活躍されている人の力を借りること、町の風物を再評価して活用していくことを重視しています。

自律(立)のまちづくり 交付金制度

まちづくりの計画は作りましたが、問題はいつ実行するかです。着目したのは、伝統的な集落組織です。集落には公民館や集会所があり、集落(自治会)を運営する執行機関の長を区長と呼んでいます。この集落の活動をおとして「自律(立)」の心を育て、参画と協働のまちづくりを実践してもらおうと考え、「自律(立)」のまちづくり

自律(立)のまちづくり イメージ図



フォーラム

交付金」制度を創設しました。

1. 交付金要綱

要綱のいくつかを例示します。

第1条 この要綱は、「自律（立）の心を育て、参画と協働ですめるまちづくり」の理念のもと、自治会の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するために自律（立）のまちづくり交付金を交付して、自治意識と連帯感を醸成し、安全、安心で暮らしやすい自治会を形成していくことを目的とする。

第3条 交付金の対象となる事業は、基本事業及び自由事業とする。

2 基本事業は、自治会の各種団体の代表により構成された委員会を開

催し、地域の現状と課題及びその取組について話し合い、その計画書及び報告書の作成に取り組むものとする。

3 自由事業は、前項において計画された自治会内のつながりを活性化し、第1条の目的を推進できる取組であること。

第4条 町長は、原則として、毎年度定める予算の範囲内で、算出して得た額を上限に、自治会に対し交付金を交付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動には交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦若しくは支持し、又はこれに反対する活動

2. 民主主義の学校

私はこの交付金制度を民主主義の学校と位置付けています。みんな若しくは各組織の代表が集まって、よく話し合い、計画を作り、予算を組み、みんなで実行する。この繰り返しを持続的に遂行できることが大切です。

「自治会の中のアラゆるる団体が、それぞれの意見を持ち寄り、話し合いの中で決められた内容であれば認める方向です。重要なのは、その結論へたどり着くまでの過程です。誰がどういった発言をして、どのような議論がなさ

れ、その結論が出たのか、それがきちんと分かるように、参加者名簿と議事録をとっておいてください。」と伝えました。

3. 予算と町職員の役割

平成25年度の予算は、基本事業100万円、自由事業1千万円です。各自治会への配分は、区長会に諮った結果、均等割40%、人口割60%となりました。最高額は617千円、最低額は166千円です。参加自治会は33自治会のうち31で、参加率は94%でした。

今年度が初めてのスタートなので、事業推進の補助員として2、3人の町職員を各自治会に配置し、話し合い、記録、趣旨説明の手助けをしました。また、職員が集落に入り、町民と直接ふれ合い、町民の声を聴くことによつて公務員としての自覚を高め、能力アップに役立つのではないかと期待しています。

4. 事業の展開

実際に取り組みを進める段階で、私の説明不足から、職員の理解にばらつきが見られ、何回か意思統一の場をもちました。なかでも「みんなが集まって」の理解に差が出ました。自治会の役員だけで検討をしたり、記録が不十分であったりすることがありました。11月に入り、本年度の計画の90%は終わり、各自治会での反省会が開かれています。その記録は集約されていますが、反省と共に、来年度の取り組み

「コスモスいっぱい」の会場で手作り料理バザー、写生会などイベント盛りだくさん！



を進めている自治会もあると聞いています。

近く町としても、反省会を兼ねた実践発表会を計画しています。実践報告をまとめ、多くの聴衆の前で発表すること、よい勉強になるのではないかと考えています。

すべての記録は膨大ですが、町図書館には備えようと思っています。各自治会が出た声はまちづくりにとって大切な資料ですし、各自治会が互いに学び合い、次の計画づくりの参考にしてほしいと思っています。

私は、自治会の話が4本柱全般にわたって取り上げられ、話し合いが展開され、実行に移されればよいなと思っています。

福崎町長 嶋田正義

▷ 地域を花と笑顔でいっぱいしよう！
播但線沿いの地域の活動



随 想

随 想

夢、希望、未来 心豊かな日々

東京都小笠原市長 森 下 一 男
おがさわら もり しげあき

東京から南へ一千キロ。私達の住む小笠原諸島（父島、母島）があります。太平洋戦争末期の昭和19年、父島、母島、硫黄島に住む五村約七千名余の島民は強制的に疎開させられ、全国各地に散り散りとなります。

敗戦後、小笠原諸島は米軍の統治下におかれませんが、故郷を忘れることのできない旧島民の皆さんは、熱心に日本への返還活動を行いました。

その努力が報われ、日本への復帰がなかったのが昭和43年6月26日のことでした。私は十九歳、多くの先輩たちが涙していたのを今でも鮮明に憶えています。

昭和47年3月、私は片道44時間かけ父島二見港に降り立ちました。二十三歳になるうかというときです。青い海、緑の芝生、どこまでも青

く澄んだ空。外国に来たかのように感じた。

戦前から住んでいる欧米系の人たちも数多くいましたから、なおのことだったのかもしれない。

昼間は海で遊び、夜は天の川を観る。仕事やスポーツを通して知り合った仲間と自然を肴に美味しいお酒を飲む、まさに別天地でした。

しかしながら、テレビも見れない、電話も三回線しかなく皆で順番待ち、船は十日に一度で、新聞も十日分ずつ来るような生活は、都会で暮らしていた私には退屈でつらくなってきました。

そんな気持ちを救ってくれたのが、二十四年間の空白を埋める為に、懸命に復興事業に取り組んでいる人達の熱意でした。そして同じ世代の仲間でした。

夢を語り、愛を語り、青春を謳歌しました。

一時期人が住まなくなった島の復興は、白地のキャンパスに新たに絵を描いていくようなものです。道路ができ、建物が立ち、港も整備され、日に日に島が変わっていきます。

小笠原航路も定期船となり、どんなでも来島することができるようになりました。

平成15年7月、私は村長になりました。「二歩一歩着実に」、「ひとつひとつ堅実に」、「そして何より誠実に」をモットーとして村政運営をしてまいりました。

人と自然が共生し、豊かな心を持った人材を育成し、小さくてもキラリと光る島にしたい。その一心でした。

帰島してから41年、小笠原は大きく変貌しました。美しく豊かな自然に恵まれた島々は世界自然遺産となり、多くの方々に来島いただいております。

海底光ケーブルも敷設され、テレビも電話も、インターネットも内地と差はなくなりました。定期船も六日に一便、片道25時間30分になりました。

超遠隔離島でありながら人口も順調に増加し、子供たちも元気に走り回っています。

小笠原諸島は今年、おかげさまで日本復帰45周年を迎えることができました。

十月五日の返還記念式典には太田国土交通大臣、猪瀬東京都知事をはじめとする多くの御来賓の前で乳母車の子供からお年寄りまで四七〇名参加のパレードをご披露させて頂きました。大臣からは、「小笠原には夢、希望、未来がある」と祝辞をいただきました。

そうだ、そうなんだ。父島、母島約二六〇〇人の自治体だけど、小さくてもキラリと光る、他とは比較の出来ない島なんだ。

私たちは、他の人の経験できない贅沢な暮らしをしているのではないか？

ふっとそんな思いが胸をよぎりました。

二〇二〇年、オリンピック・パラリンピックの東京開催が決まりました。

私たち小笠原村が、素晴らしい大会になるために少しでも貢献できればこの上ない喜びであります。

町村から日本を元気にする

JAPAN

町イチ!
村イチ!

町イチ! 村イチ! 2014

日時

2014年1月11日(土)12:00～19:00
1月12日(日)10:00～17:00

会場

東京国際フォーラム 展示ホール/ロビーギャラリー
サテライト会場:有楽町駅前地上広場

主催

全国町村会

■後援:総務省・農林水産省・経済産業省・観光庁・全国知事会・全国市長会
全国都道府県議会連合会・全国市議会連合会・全国町村議会連合会
東京都・読売新聞社

<http://www.zck.or.jp/machi1-mura1>

※掲載されている特産品などは場合により、出展がない場合もございます。ご了承ください。
※混雑が予想されますので、会場の一部で入場制限をさせていただく場合がございます。

入場
無料

全国の町村が自慢の物産や
ご当地グルメなど
“イチ押しのお宝”を携えて
国際フォーラムに集結!

約140体のご当地キャラも大集合!

各日とも
先着1万名様に
オリジナルエコバッグを
プレゼント!!

2014